

# 公益社団法人 中部日本書道会慶弔見舞規程

## (目 的)

第1条 この規程は、会員とその家族及びこの法人が特に必要と認めた者の慶弔、傷病及び災害による慶弔見舞金等の贈呈に関する諸事項について定める。

## (会員の区分)

第2条 この規程でいう会員とは、定款で定めるものを更に役員、名誉顧問、常任顧問、顧問、参与、評議員、正会員、準会員及び協賛会員とに区分したものをいう。

## (慶事祝金等)

第3条 会員及びこの法人が特に必要と認めた者が、褒賞等を受賞したときは、別に定める慶事祝金等を贈呈する。

## (香典等)

第4条 会員とその家族及びこの法人が特に必要と認めた者が死亡したときは、別表にもとづき、別に定める香典等をおくる。

- 2 1件の死亡により香典等をおくる対象者が2名以上いるときは、いずれか適当と認めるもの1名に対しおくる。

## (傷病見舞金等)

第5条 会員が傷病のため1月以上の入院加療を要したときは、別に定める傷病見舞金等を贈呈する。

ただし、必要により医師の診断書の提出を求めることができる。

## (災害見舞金等)

第6条 会員が、火災、風水害、及びその他の災害により居住する家屋が全焼（全壊）または半焼（半壊）したときは、別に定める見舞金等を贈呈する。

- 2 同一世帯に属する2名以上の会員が罹災し、または被害を受けたときは、世帯主またはいずれか適当と認めるもの1名に対し贈呈する。

## (贈呈金額等)

第7条 慶弔見舞の金額等は、その社会環境及び該当者の生活慣習等を勘案し、理事長が別に定める。

## (届 出)

第8条 会員は、この規程による該当事項等を承知したときは、すみやかに事務局に届けるものとする。

## (その他)

第9条 この規程の施行について、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和58年7月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。